

## 第 33 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 3 月 24 日（金）午後 1 時 30 分から午後 5 時 53 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 大会議室

3. 出席委員（11人）

会長	13番	関尾 一史			
委員	1 番	前谷 篤	2 番	角丸 章	
	3 番	猿渡 万里子	4 番	大原 睦生	
	5 番	片桐 幸示	7 番	渡部 延三	
	8 番	井上 善博	9 番	竹田 安宏	
	11番	谷口 秀夫	12番	菊地 匡	

4. 欠席委員（2人） 6 番 渡邊 勝郎 10番 高橋 宏吉

5. 議事日程

報告第 1 号	農地法第 3 条の 1 項に規定による届出書の受理について
報告第 2 号	農業者年金に関する申請について
報告第 3 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について
報告第 4 号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第 1 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 2 号	「農地利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて
議案第 3 号	「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等」の決定について
議案第 4 号	「令和 5 年度砂川市農業委員会事業計画」の決定について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 一久
事務局次長	野田 勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎 強
事務局事務係主事	本間 龍太

## 7. 会議の概要

事務局長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 33 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

初めに、本日の欠席者を報告します。

渡邊勝郎委員より、リハビリ中のため欠席するとの連絡を受けております。また高橋委員からも欠席の報告を受けております。

次に、本日の議事録署名委員は、3 番の猿渡万里子委員と 4 番の大原睦生委員です。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局長 それでは、ご説明いたします。報告第 1 号は農地の相続を報告する案件で 2 件ございます。

まず 1 件目は、届出者が [REDACTED]、土地の表示は富平 132 番地 1、地目は公簿が田で現況が畑、面積 19,722 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 10 筆で 53,954 m<sup>2</sup>、令和 4 年 12 月 13 日、相続により所有権を取得、今年 1 月 27 日に届出を受理して、同日、受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は第 1 号図に示しています。この案件は、[REDACTED] が 12 月に亡くなられたことに伴い、息子さんである [REDACTED] へ相続されたものです。

次に 2 件目は、届出者が [REDACTED]、土地の表示は北光 220 番 1、地目は公簿が田で現況が田と用悪水路、面積 10,030 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 2 筆で 10,776 m<sup>2</sup>、昭和 60 年 6 月 15 日、相続により所有権を取得、今年 3 月 8 日に届出を受理して、3 月 14 日に受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は第 2 号図に示しています。この案件は、[REDACTED] が昭和 60 年に亡くなられて、相続の手続きが行われないうままでしたが、この度、息子さんである [REDACTED] へ相続されたものです。

以上、報告第 1 号のご説明といたします。

会長 只今、報告第 1 号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第 2 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局長 では報告第 2 号をご説明いたします。

農業者年金死亡関係届が 2 件届出られております。

1 件目は 1 月 26 日、[REDACTED] が亡くなられたことに伴い、長女にあたる [REDACTED] より届出があったものです。

2 件目は 2 月 16 日、[REDACTED] に入所されておりました [REDACTED] が亡くなられて、長男である [REDACTED] より届出がございました。

両案件とも既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

会長  
全員  
会長  
全員  
会長

只今、報告第2号の説明がありました。ご質問等ございませんか。  
なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。  
異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局

ではご説明します。合意解約2件を報告するものです。

まず1件目は、貸主が[ ]、借主は[ ]、土地の表示は鶉16番、地目は公簿・現況とも田、面積27,391㎡、以下、記載のとおり、計2筆、32,379㎡、契約の内容は、農用地利用集積計画による賃貸借、期間は令和3年1月25日から令和7年12月31日まで、合意が成立した日は3月6日、土地の引渡しの時期は本日です。

次の2件目は、貸主・借主とも1件目と同じで、[ ]と[ ]、土地の表示は鶉7番の内、地目は公簿・現況とも畑、面積2,700㎡、以下、記載のとおり、計2筆、8,900㎡、契約の内容は、農用地利用集積計画による使用貸借、期間は令和3年1月25日から令和7年12月31日まで、合意が成立した日は3月6日、土地の引渡しの時期は本日です。

この両案件の合意解約の理由ですが、水田活用直接支払交付金の制度変更に伴って貸主・借主が話し合あったところ、一旦、全ての使用貸借・賃貸借を解約して、改めて全ての農地を5年間の使用貸借とすること、また対象農地は畑地化したうえで、5年間そばを作ることにしたものです。以前も申し上げましたが、賃貸借・使用貸借している農地の畑地化に関しては、交付金が受け手に交付されることや、一度畑地化すると交付対象水田には戻せないことも含めて、出し手・受け手が十分に話し合っておく必要があることにご留意いただきたいと思えます。

会長  
全員  
会長  
全員  
会長

只今、報告第3号の説明がありました。ご質問等ございませんか。  
なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。  
異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第4号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局

ではご説明します。今回は2件ございます。

1件目は「[ ]」の報告で、別紙1の「農地所有適格法人要件確認書」で要件を満たすか確認したいと思います。順に見ていきますと、経営面積は田が68.6ha、畑が2ha、法人形態は特例有限会社、事業の種類は、米、大豆、麦、野菜の生産、次の売上高は全て農業によるものですので、過半要件を満たしております。次の構成員数は2人で農業常時従事者、さらに裏面の業務執行役員数を見ても2人で農業に常時従事していますので、両項目とも過半要件を満たしています。以上のとおり、「[ ]」は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しております。

次に2件目は「[ ]」で、別紙2で要件を確認したいと思います。上から順に見ていきますと、経営面積は田2.85ha、畑が0.31ha、法人形態は合同会社、事業の種類は、緑肥えんばくやうるち米、ハスカップ、ブルーベリーの生産と、損害保険代理店の事業、次の売上高は全て農業による



この案件は、先程申し上げましたとおり、貸主・借主が話し合っ、一旦、全ての使用貸借・賃貸借を解約したうえで、改めて全ての農地を5年間の使用貸借とすることになったものです。

次に3番は再契約の案件で、計画番号は令和4年度使第11号、公告予定年月日は本日、農地流動化推進員、関尾一史さんより申し出があったもので、出し手・貸主は[REDACTED]、受け手・借主は[REDACTED]、農地の所在は吉野1条南1丁目3番44号、地目は公簿・現況とも畑、面積4,182㎡、以下、記載のとおり計2筆、4,958.50㎡、対価は無償、期間は本日から令和6年12月31日までの1年10か月、法律関係は使用貸借、図面は第5号図、要件確認は別紙5のとおり全ての要件を満たしております。

次に4番は新規の案件で、計画番号は令和4年度使第12号、公告予定年月日は本日、農地流動化推進員、関尾一史さんより申し出があったもので、出し手・貸主は[REDACTED]、受け手・借主は[REDACTED]、農地の所在は焼山257番2の内、地目は公簿・現況とも畑、面積580㎡、以下、記載のとおり計2筆、6,280㎡、対価は無償、期間は本日から令和14年12月31日までの9年10か月、法律関係は使用貸借、図面は第6号図、要件確認は別紙6のとおり全ての要件を満たしております。

この案件は、出し手の[REDACTED]から推進員に対して、対象農地を貸すことについて相談があり、隣接する農地を耕作している[REDACTED]が借りることになったものです。

以上、2番から4番までの説明とします。よろしくお願いたします。

会長

只今、議案第1号の2番から4番までの説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第1号の5番と6番を事務局より説明願います。

事務局

ではご説明します。5番・6番はいずれも新規の案件です。

まず5番ですが、計画番号は令和4年度使第13号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の片桐幸示さん、出し手・貸主は[REDACTED]、受け手・借主は[REDACTED]、農地の所在は東豊沼254番1の内、地目は公簿・現況とも田、面積8,424.27㎡、以下、記載のとおり計4筆、17,684.27㎡、対価は無償、期間は本日から令和5年12月31日までの10か月、法律関係は使用貸借、図面は第7号図、要件確認は別紙7のとおり全ての要件を満たしております。

この案件は、出し手の[REDACTED]が令和3年末をもって[REDACTED]に使用貸借していた契約が終了して、その後、1年間は新たな受け手が見つからないままでしたが、受け手の[REDACTED]から推進員に借りたいとのお話があり、使用貸借することになったものです。

次に6番は、計画番号が令和4年度使第14号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の猿渡万里子さん、出し手・貸主は[REDACTED]、外、記載のと通りの2名の共有名義です。受け手・借主は[REDACTED]、農地の所在は晴見1条北9丁目82番1の内、地目は公簿・現況とも田、

面積 15,920.14 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 2 筆、16,366.42 m<sup>2</sup>、対価は無償、期間は本日から令和 9 年 12 月 31 日までの 4 年 10 か月、法律関係は使用貸借、図面は第 8 号図、要件確認は別紙 8 のとおり全ての要件を満たしております。

この案件は、以前より出し手が受け手にそばを耕作する作業をお願いしてきたのですが、この度、受け手の [ ] から推進員に対して畑地化支援の交付金も含めて相談があり、調整の結果、使用貸借することになったものです。

以上、5 番と 6 番の説明とします。よろしくお願ひいたします。

会長

只今、議案第 1 号の 5 番と 6 番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第 1 号の 7 番と 8 番について、事務局より説明願ひます。

事務局

ではご説明します。

まず 7 番は新規の使用貸借で、計画番号が令和 4 年度使第 15 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の高橋宏吉さん、出し手・貸主は [ ]、受け手・借主は [ ]、農地の所在は空知太 118 番、地目は公簿・現況とも田、面積 9,923 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 10 筆、40,380 m<sup>2</sup>、対価は無償、期間は本日から令和 7 年 12 月 31 日までの 2 年 10 か月、法律関係は使用貸借、図面は第 9 号図、要件確認は別紙 9 のとおり全ての要件を満たしております。

この案件は、昨年 12 月まで [ ] が対象農地を借りていましたが、 [ ] が今年からは借りない方針であるため受け手を調整していたところ、隣接地を耕作する [ ] が借りることになったものです。

次に 8 番は売買の案件です。計画番号は令和 4 年度所第 7 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の関尾一史さん、出し手・譲渡人は [ ]、受け手・譲受人は [ ]、農地の所在は、北吉野町 269 番 1、地目は公簿・現況とも田、面積 21,520 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 2 筆、22,085 m<sup>2</sup>、対価は 3,414,000 円、これは水張面積に単価 160,000 円を乗じたもの、支払いは 11 月末までに指定口座に振り込む、所有権移転の時期は本日、引渡しの時期は対価の支払日、法律関係は売買、図面は第 10 号図、要件確認は別紙 10 のとおり全ての要件を満たしております。

この売買に至った経過ですが、出し手の [ ] は娘さんとともに対象農地でそばを作っており、今後もそうした営農を続ける予定でした。しかし、水田活用直接支払交付金の制度が変わって、5 年に一度は水田にすることが原則となりましたが、 [ ] としては水稻を耕作する機械などもないため、このままの営農は難しく、農地を田んぼとして使ってもらえる方に売買しようと考え、隣接地を耕作する [ ] に売買されることになったものです。

以上、7 番と 8 番の説明とします。よろしくお願ひいたします。

会長

只今、議案第 1 号の 7 番と 8 番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第2号「『農地利用の最適化の推進に関する指針』の見直しについて」事務局より説明願います。

事務局  
会長  
全員  
会長  
全員  
会長

＜別紙11により説明＞

只今、議案第2号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。  
なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第3号「『令和5年度最適化活動の目標の設定等』の決定について」事務局より説明願います。

事務局  
会長  
全員  
会長  
全員  
会長

＜別紙12により説明＞

只今、議案第3号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。  
なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第4号「『令和5年度砂川市農業委員会事業計画』の決定について」事務局より説明願います。

事務局  
会長  
全員  
会長  
全員  
会長

＜別紙13により説明＞

只今、議案第4号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。  
なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。  
なし。

全員  
会長

それでは、特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。

事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連等報告（事務局長）

2. 北海道新規就農フェア（事務局）

- ・日 時 3月4日（土）
- ・場 所 ホテルポールスター札幌（札幌市）
- ・出席者 関尾会長、農政課職員、篠崎主幹

3. 令和4年度中空知農業委員会協議会会長・事務局長会議（事務局）

- ・日 時 3月7日（火）
- ・場 所 ホテル三浦華園（滝川市）
- ・出席者 関尾会長、篠崎主幹

4. 一般財団法人北海道農業会議第94回総会（事務局）

- ・日 時 3月15日（水） 15:50～
- ・場 所 第二水産ビル（札幌市）
- ・出席者 書面による議決権行使

5. 令和5年度中空知農業委員会連合会第1回役員会・通常総会（事務局）

- ・日 時 4月6日(木)
- ・場 所 岩見沢平安閣(岩見沢市)
- ・出席者 関尾会長・野田事務局次長

6. 農業委員会委員の募集に関する状況(事務局)

2月14日から3月15日まで募集した結果、別紙14のとおり推薦・応募があり、3月16日にホームページ並びに砂川市掲示場で公表しました。

7. 農地流動化アンケートの集計(事務局)

別紙15のとおり集計しましたので、活動の参考にしてください。

- ・配布 273部
- ・回答 205部(75.1%)
- ・規模拡大希望 27件(13.2%)
- ・規模縮小・離農希望 44件(21.5%)

8. 農業委員会委員の地位利用による選挙運動の禁止(事務局)

統一地方選挙が4月9日、23日に行われますが、公職選挙法において農業委員会委員を含めた全ての公務員は地位を利用した選挙運動が禁止されていますので、ご留意ください。地位を利用した選挙運動とは、許認可などの権限や上下関係を利用して選挙運動を行うことをいいます。

9. 下限面積の廃止(事務局)

下限面積を規定している農地法第3条第2項第5号は、昨年の法改正により本年4月1日に削除されますので、砂川市農業委員会が定めている下限面積の別段面積(1.5ha)は廃止することを砂川市掲示場で告知しました。また、3月末に市ホームページの関係部分を削除するとともに農業委員会だより春号で周知します。

10. 会計年度任用職員の配置予定(事務局)

本年度4月1日より来年3月31日まで、国の補助金を活用して、事務局に会計年度任用職員を配置する予定です。

11. 農業委員会だより(令和5年春号)の配布(事務局)

- ・配布方法 各委員が担当地区の農業者に配布
- ・発行時期 4月上旬
- ・配布期限 5月上旬

12. 活動記録簿の提出(事務局)

- ・農業委員として行った活動を記入し、3月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。  
(メールアドレス：[nogyo@city.sunagawa.lg.jp](mailto:nogyo@city.sunagawa.lg.jp))

13. 「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」の記入・提出(事務局)



農林水産省通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、令和4年度より、各委員は4月末までに別紙16の「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」を提出することとされました。別紙16は、各委員が令和4年度の活動を振り返って、自ら点検・評価を行うものです。

事務局で3月分までの数値を記載し4月上旬に各委員に配布しますので、各委員は1(2)②「自己の点検・評価」欄(網掛・太線内)を記載し、4月の定例総会時に提出してください。

その後、5月の定例総会において、各委員の活動に対して農業委員会による点検・評価を行います。

14. 「令和5年度参考貸借料」の設定(事務局)  
・別紙17により説明

15. 協議会報告(協議会長)

会長  
全員  
会長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は4月25日、火曜日の午後1時半からです。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員